

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸 勇 外607名

被告 長崎県 外1名

意見書

平成30年9月5日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

被告長崎県代理人弁護士

福田 浩久



同 伊藤 美香



同 碇 健太郎



同 種田 和彦



同 朝日 俊雅



原告ら平成30年8月3日付「証拠調べに関する意見書」及び「証拠申出書」に対する被告長崎県の意見は以下の通りである。

第1 尋問の要否

証人谷本薰治及び原告嶋津暉之については尋問の必要はなく、その他原告ら

についても同様である。

第2 理由

1 証人谷本薰治について

尋問の必要性がないことについては、被告佐世保市主張の通りである。

2 原告嶋津暉之について

原告らは、治水の面から本件ダムの必要性は無いとし、その立証のため原告嶋津暉之の本人尋問を求めている。

しかし、同人にに関する原告ら証拠申出書の尋問事項を検討するに、これはこれまで原告らが、訴状第6第2、平成29年8月31日付第2準備書面、及び平成30年3月30日付第8準備書面（長崎地方裁判所平成27年（行ウ）第4号石木ダム事業認定処分取消請求事件（以下、「別訴」という。）における平成30年3月13日付原告ら第13準備書面を引用）で主張してきたものの繰り返しとなると思われ、重ねて尋問の必要性があるとは認められない。

また、原告らは、本訴訟と別訴では判断の基準時が違うことを理由に、「現時点で」本件ダムが不要であることを明らかにすると主張している。しかし、そもそも本訴訟においては、前回期日までに主張の追加変更はないということで合意している。またそれをひとまず措くとしても、別訴基準時である平成25年9月6日時点で本件ダム建設の必要性があったことは明らかとなっており（甲E3・4），その後現在に至るまでその状況に変化はない。したがって現時点でも本件ダムの必要性は失われていないものといえる。

以上から、原告嶋津暉之については、尋問の必要性は無いものと言わざるを得ない。

3 その他原告ら本人尋問について

その他原告らの尋問事項をみると、第2（本件土地とのつながりについて）及び第3の1・2（本件ダム建設に反対する理由）については、被告長崎県と

して、特に本訴訟の争点として争う必要がある事項は含まれていないと思われる。

第3の3（交渉の経緯）についても、訴状第2第3項の繰り返しとなると思われ、被告長崎県としても（評価は措くとして）その事実経過について特段争うものではないから、必要に応じ陳述書の提出で足りると解される。

したがって、その他原告らについても本人尋問の必要性はない。

以 上